（書式5）

#### **RIKEN BRC**

生 物 遺 伝 資 源 提 供 同 意 書

（RBRC06342, 06343, 06344）

**（第一種：非営利学術目的）**

国立研究開発法人理化学研究所バイオリソース研究センター（以下「理研ＢＲＣ」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「利用者」という。）は、理研ＢＲＣが利用者にリソース

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （理研ＢＲＣ実験動物開発室固有記号No　　　　　 　　　として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

１． 理研ＢＲＣは、ライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。

２． ①利用者は、本件リソースを、次の課題に利用する。（寄託者の事前の承諾を得た課題の場合は、承諾書と同一の課題名を記載すること。）

課題名：

②利用者が、本件リソースを上記と異なる課題に利用するときは、事前に理研ＢＲＣに連絡する。

３． 利用者は、本件リソースを、ヒトに直接使用（治療、診断、飲食物、その他）してはならない。

４． 利用者は、本件リソースの利用に当たって理研ＢＲＣカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。

利用者は提供承諾書を用いて、事前に寄託者の承諾を得る。理研BRCは営利機関には本件リソースを供与しない。営利機関はライセンス契約について寄託者に直接問い合わせる（takaomi.saido@riken.jp）。利用者は、研究計画書に記載されている本件リソースに関する全ての研究成果について、報告書を寄託者に提出しなくてはならない。利用者は、研究成果を出版・公表する権利を持つが、要旨提出および論文投稿の遅くとも30日前に、公表を予定している出版物を寄託者に提出しなくてはならない。この30日間に、寄託者は、寄託者の秘密情報に係わる記述を削除するよう、文書により利用者に要求することができる。提供MTAの期間内に、本件リソースを用いた研究計画の遂行において、利用者が発明を創出し実用化した場合は、利用者はこの発明について速やかに寄託者に通知しなくてはならない。また、当事者は特許申請を提出する前に、その発明に対する各当事者の貢献に基づいた発明者適格および所有権を決定するために各々と協議することとする。共同所有の出願の場合には、各当事者は、出願手続きに係る責任について、並びに、所有権、特許費用及び特許料収入の共有について、寄託者と共同出願協定を締結することとする。利用者は、寄託者に特段の要求がない場合は、最初の国内の口頭発表、国際的な口頭発表、及び、本件リソースを利用して得られた成果に関連した最初の論文の共同執筆者として、一般に容認された原著者として、国立研究開発法人理化学研究所脳神経科学研究センター神経老化制御研究チームチームリーダー西道隆臣博士、訪問研究員斎藤貴志博士、副チームリーダー笹栗弘貴博士を認めることに合意する。利用者は以降の論文発表の際は、謝辞で言及することとし、前述の共著は必要ないこととする。利用者は、本件リソースを利用して得られた全ての論文発表においては、Nature Neuroscience 17, 661-663 (2014)およびEMBO Journal 36, 2473-2487 (2017)を引用する。利用者は、本件リソースに関わる全ての口頭発表および出版物において、寄託者に謝辞を述べる。利用者は、本件リソースに関して寄託者から提供された「CONFIDENTIAL」と捺印されたいかなる情報も機密としなくてはならない。口頭での議論も、議論がなされた日から30日以内に文書化されて「CONFIDENTIAL」と捺印された場合は、機密情報とする。本件リソースは国立研究開発法人理化学研究所が所有権を有している。

尚、利用にあたって寄託者から事前に承諾を得ることが必要な場合は、利用者は本同意書の締結に先だって承諾書を用いて寄託者より承諾を得ること。

５． 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際はMaterials and Methods等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研ＢＲＣから提供されたことを明示する。〔英文例：○○○○(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the National BioResource Project of the MEXT, Japan.〕また、利用者はその発表の情報を理研ＢＲＣへ送付する。理研BRCは、その発表および成果の情報を公開できる。

６． 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。

７． 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを共同研究者を含む第三者への転売又は譲渡、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転、ないし引き渡しを含む。

８． 利用者は、本件リソースがそのままのもの[as is]として提供されるものであり、欠点及び危険な特性、不具合等を有している可能性があること、また特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。

９． 本同意書に定めがある場合を除き、本同意書の如何なる定めも本件リソースに関して理研ＢＲＣ又は第三者が有する所有権、特許権、著作権、商標権、名古屋議定書締約国の遺伝資源に関する権利その他の一切の権利を利用者に譲渡、付与、又は許諾するものではない。理研ＢＲＣの利用者への本件リソースの提供は、第三者が本件リソースに対して有する一切の権利を変更するものではない。本件リソースの利用に必要な一切の権利は、利用者自らの責任で取得する。

10． 利用者は、本同意書の2. ①の実施における本件リソースの利用、保存、処分等によって生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等（前項記載の各権利の侵害を理由とするものを含む）について、全ての責任を負い、理研ＢＲＣは一切責任を負わない。利用者は2．①の実施及びその結果に関わる法的責任について理研ＢＲＣとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。ただし、理研ＢＲＣの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。

11． 利用者は、本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研ＢＲＣは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。

12． 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。

13． 利用者が本同意書に違反したとき、理研ＢＲＣは、以後、利用者による本件リソース及び理研ＢＲＣの他のリソース利用を停止する等のことができる。

14． 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書２通を作成し、理研ＢＲＣ、利用者それぞれ１通を所持する。

西暦　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 理研ＢＲＣ | 利用者 |
| 機 関 名：国立研究開発法人理化学研究所 バイオリソース研究センター所在地： 〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-1-1機 関 長：センター長  城石 俊彦 印 | 機関名：所在地： 〒　　　　　　　　担当者： 印研究責任者： 印機関長： 印 |